

公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパスにおける 毒物・劇物等の保管・使用に関する要領

（目的）

第1条 この要領は、「毒物・劇物取締法」の趣旨に基づき、横浜市鶴見区末広町1丁目7番29所在の公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパス（以下「鶴見キャンパス」という。）において、毒物・劇物等（以下「毒物等」という。）の保管・使用に関して遵守すべき基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において毒物等とは、「毒物・劇物取締法」で指定された物、横浜市先端技術に係る環境保全指針第6条第1項に基づく環境保全計画書に定める対象物質、向精神薬、麻薬・覚せい剤、及び未だ指定されていないが、取扱者が毒物等と同様に取り扱う必要があると判断した物をいう。

（取扱者の義務）

第3条 鶴見キャンパスにおいて毒物等を取り扱う者は毎年年度末に年間使用量と在庫を確認し、鶴見キャンパス事務室へ届け出なければならない。

- 2 毒物、向精神薬、麻薬・覚せい剤（以下「ランク1薬品」という）については、入手した時点でその試薬の種類ごとにランク1薬品使用台帳を作成し、必要事項を記載しなければならない。
- 3 ランク1薬品使用台帳は、ランク1薬品を廃棄するまで、使用のつど、必要事項を記載しなければならない。

（安全管理委員の義務）

第4条 横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻安全管理委員会規程第5条第1項第2号に定める安全管理委員会委員（以下「委員」という。）は、日常的に利用する研究室等での毒物等の保管、使用について適切な管理をしなければならない。

- 2 委員は、日常的に利用する研究室等でランク1薬品を使用する場合、ランク1薬品使用台帳を備え付け、ランク1薬品を取り扱う者に、必要事項を記入させなければならない。
- 3 委員は、ランク1薬品使用台帳を、ランク1薬品を廃棄した年度の終了後、3年間保存しなければならない。
- 4 委員は、日常的に利用する研究室等でランク1薬品を保管する場合、ランク1薬品を鍵のかかる保管庫に収納し、使用時以外は施錠しなければならない。
- 5 委員は、前項のランク1薬品の保管庫の鍵を、関係者以外の者が触れることができないよう十分に配慮して管理しなければならない。
- 6 委員は、毒物等の紛失・盗難のないよう、その保管には十分注意しなければならない。
- 7 毒物等の紛失・盗難があった場合には、委員は直ちに生命医科学研究科長（以下「研究科長」という。）に報告しなければならない。

8 委員は、毎年年度末に毒物等の年間使用量と在庫量について確認し、専攻長に報告しなければならない。

（研究科長の責務）

第5条 研究科長は毎年年度末に前条第8項に掲げる委員からの報告内容を確認しなければならない。

（その他）

第6条 この要領のほか、必要な事項については鶴見キャンパス安全管理委員会で定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

（移行措置）

2 総合理学研究科生体超分子システム科学専攻及び国際総合科学研究科生体超分子科学専攻についても、本要領を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

（移行措置）

2 国際総合科学研究科生体超分子科学専攻及び生命ナノシステム科学研究科生体超分子システム科学専攻についても、本要領を準用する。